

最高裁秘書第415号

令和4年2月16日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和4年1月14日付け（同月17日受付、第030887号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

令和3年 審査事件罪名別新受・既済年報 大阪地裁管内集計表（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(別紙様式第5)

第5表

審査事件罪名別新受・既済年報

大阪地裁管内
集計表

令和3年

序号	罪名	条項	刑法犯						特別法犯						
			人員		罪名	条項	人員		罪名	条項	人員		罪名	条項	
			新受	既済			新受	既済			新受	既済			
1	公務執行妨害、職務強要	95条			21	業務上過失致死傷	211条1項の後段	1	1	公職選挙法					
2	封印等破棄	96条			22	重過失致死傷	211条1項後段			道路交通法		1			
3	強制執行妨害、競売等妨害	96条の2、3			23	強制及び監禁、同致死傷	220、221条	2	2	地方自治法					
4	証拠隠滅等	103、104条 105条の2			24	脅迫、強要	222、223条	3	3	地方公務員法					
5	放火	108~114条			25	名譽毀損、侮辱	230、231条	31	33	労働基準法		10	8		
6	失火	116、117条の2			26	信用毀損及び業務妨害	233~234条の2	1	1	労働安全衛生法					
7	往来妨害及び同致死傷等	124~129条			27	窃盜	235、243条	5 (1)	3 (1)	暴力行為等処罰に関する法律					
8	住居侵入等	130、132条	2	2	28	不動産侵害	235条の2 243条			自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律		12	15		
9	文書偽造	154~161条の2	8	9	29	強盗、同致死傷等	236~241条 243条			うち、危険運転致死傷等 2条、3条、 6条1項、2項					
10	有価証券偽造	162~163条の5			30	詐欺	246、246条の2 248、250条	11	11 (1)	うち、過失運転致死傷等 アルコール等影響発覚免罰等 4条、6条3項					
11	偽証	169~171条	2	2	31	背任	247、250条			うち、過失運転致死傷等 5条、6条4項		12	15		
12	虚偽告訴等	172条	3	3	32	恐喝	249、250条			民事執行法		3 (1)	2 (1)		
13	強制わいせつ、強制性交等、同致死傷等	176~181条	11 (1)	10 [2] (1)	33	横領、遺失物等横領	252、254条			最低賃金法		2	2		
14	脳椎滥用、同致死傷等	193、194条 196条	117	82	34	業務上横領	253条	2	4 (1)	特別法犯計		35 (1)	35 (1)		
15	特別公務員暴力犯、同致死傷	195、196条	6	2	35	盜品譲受け等	256条			不明			1		
16	賠収助助	197~197条の4 198条			36	毀棄、隠匿等	258~261条 262条の2、263条	3	6	合計		271 (3)	231 [5] (3)		
17	殺人、自殺団体及び同窓殺人	199~203条	5	4	37	危険運転致死傷	平成25年法律第86号 による改正前の208条			備 その他の罪名は別紙のとおり					
18	傷害、同致死	204~206条	17	16	38	自動車運転過失致死傷	平成25年法律第86号 による改正前の211条	1							
19	暴行	208条	1	2	39	その他									
20	過失致死傷	209、210条				刑法犯計		222 (2)	195 (4) (7)	者					

(注)

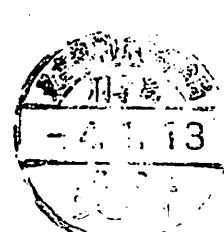
1 「既済」に記載した数のうち起訴相当及び不起訴不当の既決のあったものの数(合計数)は、□を付し、内数として計上する。

2 特別法犯の罪名は、違反に係る法令の名称による。

3 職務審査事件については、○を付し、内数として計上する。

4 符号13 「強制わいせつ、強制性交等、同致死傷等」には、平成29年法律第72号による改正前の「強かん、強かん等致死傷」(177条~179条、181条)を含む。

(表用一)



別紙

第5表

審査事件罪名別新受・既済年報

大阪地級管内
集計表

令和3年

特別法犯(追加分)			
罪名	条項	人員	
		新受	既済
下請代金支払遅延等防止法		2	
銀 行 法		1	1
動物の愛護及び管理に関する法律		1	1 (1)
班 番 安 定 法		4	4
所 得 税 法		2	1
会 社 法			1
銃砲刀剣類所持等取締法		1	
備 檢察審査会認定罪名は別紙のとおり			
考			

(注)

(別別一)

- 「既済」に記載した数のうち起訴相当及び不起訴不当の裁決のあったものの数(合計数)は、□を付し、内数として計上する。
- 特別法犯の罪名は、違反に係る法令の名称による。
- 職権審査事件については、()を付し、内数として計上する。

検察審査会において認定を行った事件罪名

検察審査会申立書罪名	検察審査会認定罪名	件数
○ 私文書偽造等, 偽造私文書等行使	→ 有印私文書偽造, 同行使	(第一検審) 1
○ 公正証書原本不実記載等	→ 電磁的公正証書原本不実記録, 不実記録電磁的公正証書原本供用	(第二検審) 2
○ 特別公務員職権濫用, 特別公務員職権濫用等致死傷	→ 特別公務員職権濫用致傷	(第三検審) 68
○ 公務員職権濫用, 特別公務員職権濫用, 特別公務員職権濫用等致死傷	→ 特別公務員職権濫用致傷	(第三検審) 4
○ 特別公務員職権濫用, 特別公務員職権濫用致傷	→ 特別公務員職権濫用致傷	(第三検審) 6
○ 傷害	→ 暴行	(第三検審) 1 (第四検審) 4 (岸和田検審) 1
○ 暴行罪又は傷害罪	→ 傷害	(第二検審) 1